資料１

「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」開催要領

平成31年３月25日
消　費　者　庁

１．趣旨

コミュニケーション手段を平均利用時間で見ると、SNSやメールによる文字を用いたコミュニケーションツールの利用時間は、携帯通話や固定通話による音声を用いたコミュニケーションツールの利用時間より長いと言われている。

特に10歳代及び20歳代は、SNSの利用時間が他の年代よりも極めて長く、若者は日常的なコミュニケーション手段としてSNSを利用していると言われている。

また、若者は、トラブルに遭っても自発的な消費生活相談をしない傾向があり、若者の消費生活トラブル防止・救済に向けた取組の推進が急務となっている。

そこで、「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、若者が消費生活相談をしやすい環境が確保されるよう、若者の生活実態や特性を踏まえて、消費生活相談手段の多様化を図ることを検討する。

２．研究項目

消費生活に関する相談手段の多様化について

３．研究会の進め方

2019年冬頃を目途に取りまとめを行う。

４．委員等

（１）委員は、別紙の者で組織する。
なお、出席が難しい場合は代理出席を認める。
（２）研究会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
（３）座長は、研究会を総括する。
（４）座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

５．運営

（１）研究会の庶務は、消費者政策課及び消費者行政新未来創造オフィスにおいて処理する。
（２）座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に研究会への出席を求め、意見を聴くことができる。
（３）会議は、自由闊達な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
（４）研究会の資料は、原則として研究会終了後速やかに消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めるとき、その他正当な理由があると認めるときには、資料の全部又は一部を公開しないことができる。
（５）研究会の終了後、発言者及び発言内容を記載した議事概要を作成し、これを公表するものとする。
（６）この要領のほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

（別紙）

「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」委員・オブザーバー名簿

（委員）

小川（おがわ）　哲央（のりひろ）　特定非営利活動法人消費者支援機構関西　事務局

小倉（おぐら）　正義（まさよし）　国立大学法人鳴門教育大学基礎・臨床系教育部　准教授

神薗（かみぞの）　明子（あきこ）　尼崎市立消費生活センター　相談員

◎川添（かわぞえ）　圭（けい）　弁護士

坪井（つぼい）　悦子（えつこ）　大塚製薬株式会社総務部お客様相談室　室長

樋口（ひぐち）　容子（ようこ）　公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会　理事

福井（ふくい）　晶喜（あきよし）　独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第２課　課長

（◎座長、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

徳島県

消費者庁消費者制度課

消費者庁消費者教育・地方協力課